

病状説明などの実施時間について

～ご協力のお願い～

現在、医師をはじめとする病院職員の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省より、すべての医療機関に対して、医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組みが求められています。

そのため、本院の医療の質や安全を確保しつつ、医師をはじめとする職員の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取り組みの一つとして、緊急でない患者さんやご家族への病状説明などは以下のとおりとしています。

病状説明・手術・処置の説明・相談等の対応時間
平日の診療時間内（9:00～17:00）

* 診療科から申し出る場合を除き、患者さん、ご家族などにより夜間・休日の説明を求められてもお断りする場合があります。

引き続き、すべての患者さんに対して、各種の診療業務を効果的かつ効率的に、また公平に行ってまいりますので、患者さんやご家族の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月

福井赤十字病院 院長